浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮さ せるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。 適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

【保守点検】

- ●浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行 います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛 生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10 人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4カ月に1回 行う必要があります。

【清掃】

- ●浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- ●年に1回以上(全ばっ気方式の場合は6カ月に1回以上) 行う必要があります。

【法定検査】

- ●浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水 が放流されているかを検査します。
- ●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3~8カ月の間 に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があ ります。
- ●茨城県指定検査機関(公社)茨城県水質保全協会 (2029-291-4004) にお申し込みください。

【一括契約システム】

- ●保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括 契約システム」をぜひご利用ください。
- ●契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社) 茨城県水質保全協会にお申し込みください。

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換】

- ●単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台 所やお風呂の生活雑排水はそのまま放流しています。生 活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換する ことで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができ ます。
- ●身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換を お願いします。
- ●浄化槽の設置には、補助金が交付されます。(単独処理浄 化槽から合併処理浄化槽への転換の場合には、新規設置 の場合よりも増額になります。)

問い合わせ先

(公社) 茨城県水質保全協会 ☎029-291-4004 役場 環境対策課 ☎68-2211 (内線242)

避難行動要支援者名簿登録制度のご案内

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、ご【登録内容】 本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作成し、支援活動 が円滑に行えるように関係機関(民生委員・消防署・警察署・社 会福祉協議会・自治会などの行政区)と情報を共有しています。 いざという時のためにもぜひ登録しましょう。

鲁島饭鼠贸

- (1) 65 歳以上の一人暮らし高齢者の方
- (2)介護保険の認定(要介護3~5)を受けている方
- (3)身体障害者手帳(1級、2級)を持っている方
- (4) 療育手帳を持っている方
- (5) 精神保健福祉手帳を持っている方
- (6) その他、支援を必要とする方

【登録方法】

避難行動要支援者登録名簿申請書を役場福祉課または、 各地区の民生委員を通じて申請してください。

避難行動要支援者名簿には、次にあげる内容を登録します。

- ●氏名、●住所、●生年月日、●性別、
- ■電話番号、●緊急連絡先、●身体の状況、
- ●避難を支援してくださる方(避難支援者)の情報など

【登録者の抹消】

避難行動要支援者への登録者が、次のいずれかに該当す る場合は、避難行動要支援者登録名簿抹消申請書を、役場 福祉課に提出してください。

- ●登録者が死亡したとき
- ●登録者が町外に転出したとき
- ●登録者が削除を希望したとき

※ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係

☎68-2211 (内線122)



☆ と に多い相談☆

~吠え声が他人の迷惑に

ならないように注意しましょう~

●犬の吠え声の感じ方には個人差があり、人によっては 耐え難い苦痛と感じる方もいます。自分では問題のない 声量だと思っていても、苦情やトラブルの原因になる恐 れがあります。

無駄吠えをしないよう吠える理由を見極めて原因から 対処することが大切です。留守にすることがある飼い主 は特に注意しましょう。

~放し飼いは止めましょう~

●犬の放し飼いは県条例で禁じられており、罰則は30 万円以下の罰金となっています。また、犬の行動を制御 するために、どんな小さな犬でも<mark>必ずリードを付けま</mark> しょう。

犬が苦手な方にとって大きさは関係ありません。小さ い犬でも恐怖の対象になります。うちの犬は大丈夫と思 うことはやめましょう。

~ふん尿の始末は必ず行いましょう~

●排泄は、家で済ませてから散歩にでかけるよう心がけ ましょう。屋外でふん尿をした場合、飼い主が責任をもっ て処理するものです。ふんは必ず持ち帰り、尿には水を かけてきれいにしましょう。

排泄物の不始末は不衛生で、誰にとっても不快です。 住民間のトラブルを防ぐためにも飼い主として最低限の マナーを守りましょう。

☆ に多い相談☆

~飼い猫は、室内飼養しましょう~

●飼い猫が外にいる間の行動は、飼い主が把握すること ができません。交通事故や感染症といった危険やトラブ ルにあっている、または、人の家の庭にふん尿をするな どの迷惑行為をしているかもしれません。自分の飼い猫 の責任をきちんと取るためにも、屋内飼養することを心 がけましょう。

~避妊・去勢をきちんとしましょう~

●猫は生後4カ月から12カ月で繁殖が可能になり、1年 に2回以上出産し、1回の出産で3~8匹程度子猫を産 みます。子猫が産まれてから困る前に避妊・去勢をして 望まれない出産を減らしましょう。

また、避妊・去勢を行うことで性格が穏やかになり、 生殖器の病気を減らせるメリットがあります。

~所有者の表示をしましょう~

●万が一猫が外に出てしまい迷 子になった際、迷子札や首輪 に連絡先が書いてあれば、保 護されたときに帰ってくるこ とができます。



問い合わせ先 役場環境対策課 環境衛生係 ☎68-2211 (内線244)

令和元年 10 月 (No.667) 令和元年 10 月 (No.667)